

川崎市一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、川崎市が発注する建設工事の請負契約において、入札に参加する者に一定の資格を定める一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 一般競争入札実施の対象は、概ね1千万円以上の工事とする。

2 前項の定めにかかわらず、財政局長と工事担当局長（川崎市請負工事監督規定第2条に定める局長）の協議により、一般競争入札に付することが適当でないと認める場合は、他の契約方法により実施することができるものとする。

(入札の公告及び周知)

第3条 市長は、一般競争入札に付そうとするときは、公告するとともにその周知を図る。

第4条 一般競争入札に参加を希望する者は、次の各号に掲げる条件を満たす者でなければならない。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に該当しない者
- (2) 建設業法で定められた許可を受けている者
- (3) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有している者
- (4) 川崎市工事請負有資格業者名簿に登載されている者
- (5) 対象工事ごとに定める業種及び等級に認定されている者又は経営事項審査結果の総合数値が基準を満たしている者
- (6) 競争入札参加資格審査申請における本社又は事業所が、指定する地域に所在する者
- (7) 監理技術者等の技術者を適切に配置できる者
- (8) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者
- (9) その他個別工事ごとに特に必要と認めて定める条件を有する者ただし、(6)については、WTO政府調達協定に基づく特定調達契約に関する工事の場合は除外する。

2 個別工事における前項各号の詳細については、公告において明示する。

(入札参加資格の確認申請)

第5条 一般競争入札に参加を希望する者は、所定の方法により、入札参加の申込みをしなければならない。

(入札参加資格の確認通知)

第6条 市長は、一般競争入札に参加申込をした者には、川崎市工事請負有資格業者名簿の該当業種に登録されていることを確認し、その結果を通知する。

(入札参加資格の喪失)

第7条 一般競争入札参加資格が有ると認められた者（以下「入札参加有資格者」という。）が、通知を受けた後、第4条第1項各号に掲げる条件を欠いたときは、その資格を喪失する。

2 市長は、前号の資格を喪失した者に対し、その旨を通知する。

(入札参加資格の最終確認)

第8条 市長は、開札後、落札候補者に対して、最終的な入札参加資格の確認を行う。

2 最終的な入札参加資格の確認は、競争入札参加申込時にさかのぼって、その入札参加資格を審査する。

3 入札参加資格がなく入札参加申込をした者の入札は無効とする。

4 入札参加申込後開札時までに入札参加資格を失った者の入札は無効とする。

5 開札時に入札参加資格がない者の入札は無効とする。

(入札保証金)

第9条 入札保証金は、川崎市契約規則の定めによる。なお、一般競争入札に参加を希望する者が、第4条第1項各号の条件を満たし、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金を免除することができる。

(共同企業体による発注)

第10条 共同企業体により発注する工事においても、一般競争入札を実施することができる。

2 前項により実施する場合の共同企業体の結成方法等については、川崎市共同企業体取扱要綱の定めにより、個別工事の公告において明示する。

(混合入札)

第11条 共同企業体により発注する工事であっても、工事の規模や内容等に照らし単体で施工できる企業（以下、「単体企業」という。）がいると認められる場合には、単体企業と共同企業体との混合による入札を行うことができるものとする。

(入札の取りやめ)

第12条 市長は、入札参加有資格者が5者に満たない場合は、当該工事の入札を取りやめることができる。

(入札参加者の心得)

第13条 入札参加者が守らなければならない事項は、別に定めるもののほか、川崎市競争入札参加者心得による。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、財政局長が定める。

附 則

この要綱は、平成6年1月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。